

今後の取組

○子育て支援サービスの充実

地域子育て支援センターの活動支援に引き続き取り組むとともに、ファミリー・サポート・センター事業及び病児・病後児保育事業による養育支援のさらなる充実を図ります。

また、認定こども園の必要に応じた整備や、保育協議会との連携にも継続して取り組みます。

○幼児教育・保育の質の向上と幼・保・小の連携

幼稚園教諭研修会の計画的な実施等により、幼児教育・保育の質の向上を図り、障がいのある子どもや医療的ケアを必要とする子どもを含め、一人一人の子どもたちの健やかな成長を支えていきます。

また、すべての子どもが格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼・保・小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

○保育サービスの充実

引き続き利用状況の把握に努めながら、延長保育、一時預かりの量の確保を行い、保育サービスの充実に努めます。

○教育・保育の一体的提供及び教育・保育推進に関する体制の確保

施設の状況や保護者のニーズ等を踏まえながら、認定こども園等の整備も含めた教育・保育施設の一体的提供の推進に努めます。

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

また、認定こども園等における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

児童福祉と母子保健の一体的相談支援体制の構築を目的として、令和7年度中に設置予定のこども家庭センターにおいて、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。

○産前・産後サポート事業及び産後ケア事業の充実

産前・産後の母子に対する心身のケアやサポートなどのきめ細かな支援を実施するため、利用者のニーズを踏まえた各事業の充実を図ります。

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施

令和8年度からの本格実施に向けて、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の国の方針や他自治体の状況も踏まえながら、市の実情に合わせた実施のための準備を進めます。また、令和8年度以降については、施設の状況やニーズの把握に努め、制度を推進します。

①乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは、生後6か月から3歳未満の未就園児を対象に保育所や認定こども園などの施設で、一定時間までの預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの成長を促すことや利用する子どもの保護者を対象に子育てに関する相談支援を行うことを目的とし、保護者の就労状況によらず、施設を柔軟に利用できる事業（制度）です。

・量の見込みと確保方策（0歳児）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	未実施	8	7	7	7
②確保方策	人	未実施	8	7	7	7
③過不足（②-①）	人	未実施	0	0	0	0

・量の見込みと確保方策（1歳児）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	未実施	7	7	7	7
②確保方策	人	未実施	7	7	7	7
③過不足（②-①）	人	未実施	0	0	0	0

・量の見込みと確保方策（2歳児）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	未実施	7	7	6	6
②確保方策	人	未実施	7	7	6	6
③過不足（②-①）	人	未実施	0	0	0	0

・確保の考え方

利用者のニーズに応じて、乳児等通園支援事業者等と協議を行い、提供体制の確保に努めます。